第１２４回淡路市議会定例会提出議案の概要説明書

１　条例制定　　６件

（１）　改正条例　　６件

議案等番号	件　　名	所　管　課
議案第６２号	○　淡路市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例（平成１７年淡路市条例第１４６号）の一部を改正する条例制定の件 全国的な人口減少や少子高齢化に伴い、持続可能な無駄のない医療体制の構築が求められている中、本市の国民健康保険診療所について、医師不足などの理由から入院病床を休床としている。 このことから、病床数を適正化し、持続可能な医療提供体制を確保するための入院病床に関する規定、高度な専門知識を要する診断書の作成に係る手数料に関する規定等について、所要の措置を講じる。 １　入院病床に関する規定を削除する。 ２　高度な専門知識を要する診断書の種類及びその手数料を新設する。 ※　施行期日等　令和９年４月１日からとし、手数料等に関し、必要な経過措置を設ける。	福祉総務課 北淡診療所
議案第６３号	○　淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成２６年淡路市条例第１５号）及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年淡路市条例第１７号）の一部を改正する条例制定の件 「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第２９号）により、小規模保育事業について、新たに３歳から５歳までの児童のみを対象とする「満３歳以上限定小規模保育事業」が創設されたことから、当該事業に係る規定を整備する。 これらの基準については、その内容は内閣府令で定める基準に従い、又はこれを参酌するものとされていることから、これらの改正に準じて、関係する条例について、所要の措置を講じる。 １　第１条による改正（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正） 満３歳以上限定小規模保育事業について、利用定員、利用者の選考、連携施設、利用者負担等に係る規定を整備する。 ２　第２条による改正（家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正） 満３歳以上限定小規模保育事業について、職員配置、利用定員、連携施設等に係る規定を整備する。 ※　施行期日　公布の日	子育て応援課
議案第６４号	○　淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年淡路市条例第１７号）等の一部を改正する条例制定	子育て応援課

	の件 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令」（令和８年内閣府令第１０号）が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、「従うべき基準」である配置基準について、一定の要件を満たす理学療法士等を１人に限り保育士とみなすことができる規定を追加するとともに、保育士等の配置基準に係る経過措置について、所要の措置を講じる。 １　第１条による改正（家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正） 　小規模保育事業Ａ型及びＢ型並びに事業所内保育事業において、理学療法士等のうち、一定の要件を満たす者について、１人に限り保育士とみなすことを可能とし、その者が保育を行う場合の保育士による支援体制を確保する。 ２　第２条による改正（家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正） 　保育士等の配置基準の経過措置について、満３歳以上満４歳未満の児童（おおむね２０人に１人）については令和１０年３月３１日まで、満４歳以上の児童（おおむね３０人に１人）については引き続き当分の間、それぞれ従前の配置基準の効力を有する。 ※　施行期日　公布の日	
議案第６５号	**○　淡路市学校事故調査委員会設置条例（令和８年淡路市条例第２３号）の一部を改正する条例制定の件** 淡路市立学校で発生した学校事故について、調査及び審議を行うことを目的とする学校事故調査委員会の調査等の過程において、「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第２８条第１項に規定する「重大事態」に係るいじめが当該事案の背景にあると疑われる場合は、学校事故調査委員会を法に基づくいじめ調査委員会と位置付け、事実関係等を継続して審議できるよう、所要の措置を講じる。 ※　施行期日　公布の日	学校教育課
議案第６６号	**○　淡路市職員の給与に関する条例（平成１７年淡路市条例第４９号）及び淡路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年淡路市条例第７号）の一部を改正する条例制定の件** 令和８年人事院勧告において、民間給与の支給状況等を踏まえ、国家公務員の給与について、月例給・特別給ともに引上げをすることが勧告されたことに伴い、同勧告に基づく国家公務員の給与法の改正に準拠して所要の措置を講じる。 １　第１条の改正　１２月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ「１００分の２．５」（定年前再任用短時間職員「１００	総　務　課

	分の２．５」）引き上げ、給料月額を中堅層以上の職員に重点を置き、その他の職員も含め平均３．３％引き上げる。 ２　第２条の改正　第１条で引き上げた支給割合を令和９年度以後は、６月期と１２月期が均等になるよう所要の措置を講じる。 ３　第３条の改正　上記１と同様に会計年度任用職員の給料月額及び報酬も引き上げる（１２月期の期末手当及び勤勉手当は、上記１の改正規定を準用して引き上げる。）。ただし、日額又は時間で報酬を定める職員の令和８年４月から同年１２月までに支給する報酬並びに期末手当及び勤勉手当について、遡及適用しないとする特例措置を講じる。 ※　施行期日等　公布の日（第１条の給与の改正規定及び第３条の会計年度任用職員（一部を除き。）の給与及び報酬の改正規定は、令和８年４月１日に遡及適用）。ただし、第２条の令和９年度以後の給与の改正規定については、令和９年４月１日からとする。	
議案第６７号	**○　淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成１７年淡路市条例第４６号）の一部を改正する条例制定の件** 議案第６６号の改正に伴い、市長等の特別職の特別給の支給割合についても、同様に所要の措置を講じる。 １　第１条の改正　市長、副市長及び教育長の期末手当について、一般職に準じて、その支給割合を在職期間の区分に応じ、引き上げる。 ２　第２条の改正　第１条で引き上げた支給割合を令和９年度以後は、６月期と１２月期が均等になるよう所要の措置を講じる。 ※　施行期日等　公布の日（第１条の期末手当の改正規定は、令和８年１２月１日に遡及適用）。ただし、第２条の令和９年度以後の期末手当の改正規定については、令和９年４月１日からとする。	総　務　課

２　事件決議　　９件

議案等番号	件　　名	所　管　課
議案第６８号	**○　公有財産の焼損事案に係る和解の件（マンホールポンプ制御盤焼損事案）** マンホールポンプ制御盤焼損事案について、「民法」（明治２９年法律第８９号）第６９５条の規定に基づき、和解を行うことにつき、「地方自治法」（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により、議会の議決を求める。	下水道課
議案第６９号	**○　公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成１７年淡路市条例第１０１号「岩屋温浴施設「美湯　松帆の郷」」）** １　施設名等　　岩屋温浴施設　淡路市岩屋３５７０番地７７ ２　指定管理者　株式会社キャトルセゾン松帆	商工観光課

	代表取締役　岸本保（きしもとたもつ） ３　指定期間　　令和９年４月１日～令和１４年３月３１日 ４　選定方法　　非公募	
議案第７０号	**○　公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成１７年淡路市条例第１５０号「津名産地直売所」）** １　施設名等　　津名産地直売所　淡路市中田４１３９番地４ ２　指定管理者　株式会社淡山海（あわさんかい）　代表取締役　柴田浩典（しばたひろのり） ３　指定期間　　令和９年４月１日～令和１４年３月３１日 ４　選定方法　　公募	商工観光課
議案第７１号	**○　公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成２９年淡路市条例第１４号「香りの公園」）** １　施設名等　　香りの公園　淡路市多賀５３０番地１ ２　指定管理者　株式会社淡路島パルシェ　代表取締役　石井廣志（いしいひろし） ３　指定期間　　令和９年４月１日～令和１２年３月３１日 ４　選定方法　　非公募	商工観光課
議案第７２号	**○　公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成１７年淡路市条例第１６７号「東浦農林漁家高齢者センター」）** １　施設名等　　東浦農林漁家高齢者センター　淡路市浦６２３番地 ２　指定管理者　東浦手づくり加工グループ　会長　昆陽隆子（こんようたかこ） ３　指定期間　　令和９年４月１日～令和１２年３月３１日 ４　選定方法　　公募	農林水産課
議案第７３号	**○　公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成１７年淡路市条例第２０５号「仮屋漁港駐車場」）** １　施設名等　　仮屋漁港駐車場　淡路市仮屋漁港内 ２　指定管理者　仮屋漁業協同組合　代表理事組合長　相田欽司（あいだきんじ） ３　指定期間　　令和９年４月１日～令和１４年３月３１日 ４　選定方法　　非公募	農林水産課
議案第７４号	**○　公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成１７年淡路市条例第２７号「北淡震災記念公園「野島断層保存館」、「セミナーハウス」、「震災体験館」、「公園緑地広場等」」）** １　施設名等　　北淡震災記念公園「「野島断層保存館」、「セミナーハウス」、「震災体験館」、「公園緑地広場等」」 淡路市小倉１７３番地１ ２　指定管理者　株式会社ほくだん　代表取締役　米山正幸（こめやままさゆき） ３　指定期間　　令和９年４月１日～令和１４年３月３１日 ４　選定方法　　非公募	社会教育課
議案第７５号	**○　公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成１７年淡路市条例第２４３号「陶芸館」）** １　施設名等　　淡路市立陶芸館　淡路市浦６６８番地１	社会教育課

	２　指定管理者　舞鶴トレード株式会社　代表取締役　桂（かつら）宗裕（むねひろ） ３　指定期間　　令和９年４月１日～令和１４年３月３１日 ４　選定方法　　公募	
議案第７６号	**○　公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成１７年淡路市条例第２４５号「中浜稔猫美術館」）** １　施設名等　　淡路市立中浜稔猫美術館　淡路市浦６６８番地２ ２　指定管理者　舞鶴トレード株式会社　代表取締役　桂宗裕 ３　指定期間　　令和９年４月１日～令和１４年３月３１日 ４　選定方法　　公募	社会教育課

３　予　　算　　４件

（１）　補正予算　　４件

議案等番号	件　　名	所　管　課
議案第７７号	**○　令和８年度淡路市一般会計補正予算（第４号）** 補正額　　２億４，８４０万円余 補正後の予算額　４２７億４，６００万円余 債務負担行為補正　　追加２件、変更１件 地方債補正　　変更１件	財　政　課
議案第７８号	**○　令和８年度淡路市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）** （事業勘定） 補正額　　３０万円 補正後の予算額　５１億９，８７０万円余 （直営診療施設勘定） 補正額　　３４０万円 補正後の予算額　１億６，４４０万円	福祉総務課
議案第７９号	**○　令和８年度淡路市介護保険特別会計補正予算（第３号）** （保険事業勘定） 補正額　　１，０００万円 補正後の予算額　５４億７，４２０万円余 （サービス事業勘定） 補正額　　１３０万円 補正後の予算額　５，８９０万円余	長寿介護課
議案第８０号	**○　令和８年度淡路市下水道事業会計補正予算（第１号）** （収益的収支） 収入 補正予算額　　２５０万円余 補正後の予算額　２２億３，９５０万円余	下水道課

４　諮　　問　　１件

議案等番号	件　　名	所　管　課
諮問第　５号	**○　人権擁護委員候補者の推薦に関する件**	市民交流・人権　課

	岨和正（そわかずまさ）委員の任期満了（令和６年４月１日から令和９年３月３１日まで）による後任委員候補者の推薦 ※　後任委員の任期は、令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までの３年間	

５　同　　意　　1件

議案等番号	件　　名	所　管　課
同意第２７号	**○　淡路市農業委員会の委員の任命につき同意を求める件** 細田和宏（ほそだかずひろ）委員の辞任（令和８年８月３１日）に伴う後任委員の任命同意 ※　後任委員の任期は、任命の日から令和１１年７月３１日まで	総　務　課

６　報　　告　　2件

議案等番号	件　　名	所　管　課
報告第１４号	**○　専決処分した事件の報告について（公用車交通事故）**	管　財　課
報告第１５号	**○　専決処分した事件の報告について（自動車損傷事故）**	都市総務課